

整備書類提出前に必ずお読みください。

整備等承諾_(私道)で拡幅整備工事を行う際の一般的な流れ

※ 後退後の道路形態は、既存道路の勾配などにより、整備内容が異なります。整備後の構造などご希望に添えない場合があります。

外構工事着工予定の3ヶ月前に以下の書類を提出してください。

※書類提出前に右記注意事項をご確認ください。

※ 外構工事着工直前の提出ではご希望の時期に拡幅整備を行えません。ご注意ください。

現地の状況や近隣との調整、工事の混み具合、予算の関係等により、拡幅整備工事着手を3ヶ月を超えてお待ちいただく場合がございます。

1. 整備等承諾書（第5号様式）

（建築主・所有者の全員から取得。押印は自署以外必要。）

2. 整備承諾による拡幅整備工事記載内容、提出物、工事確認リスト

※内容の確認及び必要事項を記入し提出して下さい。

3. 承諾書（掘削影響部分の私道関連者用）

（私道部分、整備工事に影響する部分の土地について全所有者から必要。取得できない場合、区での工事は行いません。取得範囲は下記の通りです。押印は自署以外必要）

〈取得範囲（地番）〉※協議書提出時のもの。書類提出時には、最新の地番をご確認ください。

4. 公図（写し可）（発行3ヶ月以内）

5. 土地登記事項証明書（写し可）（発行3ヶ月以内）

（上記1、3の承諾書に署名のある所有者全員分）

6. その他担当から指示があった書類（ ）

拡幅整備工事の一般的な流れ

① 建築主側で後退位置・中心位置を現地に明示

（隅切や折れ点がある場合はオフセットも明示）



② 区に書類提出



③ 区と現場立会い

道路後退位置の確認・整備内容、着工日等の打合せ



④ 区の拡幅整備工事

立会いから約4～8週間

注意事項

- ※ 書類提出までに、**建築主側（施工者、監理者等）**で**後退位置・中心位置**を現地に明示しておいて下さい。隅切りを整備する場合は、**オフセット位置（逃げ墨）**を現地に明示して下さい。明示位置は担当へご確認ください。明示位置が異なる場合、再明示が必要となります。
- ※ 既設標示物（鋸、プレート、杭）などの復元は区では行いません。区の拡幅整備工事で位置ずれ、撤去などが発生した場合、復元は所有者等で行ってください。
- ※ 道路後退部分の塀、塀基礎、よう壁、土間等の**工作物は全て撤去**してください。
- ※ 止水栓、メーター等、樹木等は事前に敷地内への移設または撤去してください。
- ※ 後退部分において、**計画及び既設のガス・水道の供給管・排水管等設備管の深さが道路面よりも70cm以上深い**か確認し、浅い場合は切り回す等深くする処理をしてください。事故発生の原因になるため**浅い場合は着工延期または工事中止**となります。なお、汚水柵を新設される場合は道路の高さを考慮の上、後退部分に設置してください。
- ※ 新たにガス、水道、下水施設整備等の為、道路を掘削した場合、区の整備工事前に本復旧まで終わらせておいてください。
- ※ 敷地のレベルが高すぎたり、低すぎたりして拡幅後の道路と敷地に著しい段差が生じるケースがあります。設計・施工にあたっては十分注意して下さい。原則、レベルについての立ち合いはいたしません。
- ※ 敷地分割がなされている場合、原則として、分割前の敷地全体を同時に施工することとしております。区が行う拡幅工事の都合により外構着手が先行する場合は、書類提出後に後退部分との高さの取り合いについて打ち合わせいたします。一体的な工事の施工による工事・測量に係る経費の効率化、近隣への配慮、及び現場の仕上り等のため、ご協力をお願いします。
- ※ 後退用地付近にある**電柱**は、東京電力またはN T Tと調整の上、拡幅整備に合わせて道路として使用できる幅が拓がるように移設してください。隅切りを設ける場合は、「隅切りを外した位置」かつ「幅が拓がる位置」をご検討ください。
建築主及び土地所有者が電柱等の移設を希望されない場合、区の拡幅工事はできません。
・東京電力パワーグリッド株式会社：0120-995-007
・N T T東日本：（局番なし）116
- ※ 街路灯及び道路標識等は管理所管と調整の上、拡幅整備工事に合わせて**真後ろ（後退方向）**に移設します。隅切付近については、隅切を外した場所へ移設します。建築計画等の都合により任意の位置へ移設を望まれる場合は、建築主等からの移設依頼になるため、管理所管へ直接お問い合わせ下さい。
- ※ **後退後の道路形態は、既存道路の勾配などにより、整備内容が異なります。整備後の構造などご希望に添えない場合があります。**
- ※ 後退部分の固定資産税・非課税申告については、最寄の都税事務所にご相談ください。
- ※ 助成金の交付を受けた場合は、所得税の課税対象となる場合があります。詳しくは、最寄の税務署にお問い合わせください。